

令和 7 年 6 月 2 7 日

宮城県公報定期第 612 号別冊 1

宮城海区漁場計画

宮城海区漁場計画の変更

【変更内容】

区第2404号、区第2416号、区第2427号、区第2428号、区第2429号、区第2430号、区第2431号、区第2438号、区第2439号、区第2441号、区第2442号、区第2444号、区第2445号、区第2448号、区第2463号を次の下線を付した部分のとおり改める。
また、区第2406号、区第2417号、区第2418号、区第2421号、区第2425号、区第2440号、区第2443号、区第2446号、区第2447号、区第2464号を廃止する。

1 漁業権に関する事項 ※定置漁業、共同漁業及び以下を除く区画漁業については令和5年5月30日付け宮城県告示第410号により公示した内容と変更ないため省略する。

【変更】

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2404号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.97′、東経141° 28.85′ の点 イ 北緯38° 27.95′、東経141° 28.69′ の点 ウ 北緯38° 27.86′、東経141° 28.70′ の点 エ 北緯38° 27.87′、東経141° 28.88′ の点 オ 北緯38° 27.80′、東経141° 28.90′ の点 カ 北緯38° 27.80′、東経141° 28.64′ の点 キ 北緯38° 27.86′、東経141° 28.63′ の点 ク 北緯38° 28.00′、東経141° 28.62′ の点 ケ 北緯38° 28.01′、東経141° 28.69′ の点 コ 北緯38° 28.04′、東経141° 28.69′ の点 サ 北緯38° 28.07′、東経141° 28.82′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町御前浜	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで
区第2416号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.90′、東経141° 30.78′ の点 イ 北緯38° 26.48′、東経141° 30.65′ の点 ウ 北緯38° 26.20′、東経141° 30.51′ の点 エ 北緯38° 25.96′、東経141° 29.67′ の点 オ 北緯38° 25.93′、東経141° 29.35′ の点 カ 北緯38° 26.20′、東経141° 29.31′ の点 キ 北緯38° 26.23′、東経141° 29.78′ の点 ク 北緯38° 26.52′、東経141° 29.81′ の点 ケ 北緯38° 26.68′、東経141° 30.45′ の点 コ 北緯38° 26.60′、東経141° 30.56′ の点 サ 北緯38° 26.81′、東経141° 30.66′ の点 シ 北緯38° 26.85′、東経141° 30.56′ の点 ス 北緯38° 26.95′、東経141° 30.63′ の点	ア、イ、ウ、エ及びオの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町竹浦	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで
区第2427号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.28′、東経141° 28.53′ の点 イ 北緯38° 26.27′、東経141° 28.65′ の点 ウ 北緯38° 26.22′、東経141° 28.64′ の点 エ 北緯38° 26.20′、東経141° 28.64′ の点 オ 北緯38° 26.22′、東経141° 28.53′ の点 カ 北緯38° 26.24′、東経141° 28.52′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町桐ヶ崎	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
区第2428号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、 ス、セ、ソ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.39′、東経141° 28.41′ の点 イ 北緯38° 26.38′、東経141° 28.44′ の点 ウ 北緯38° 26.33′、東経141° 28.45′ の点 エ 北緯38° 26.29′、東経141° 28.49′ の点 オ 北緯38° 26.28′、東経141° 28.53′ の点 カ 北緯38° 26.24′、東経141° 28.52′ の点 キ 北緯38° 26.22′、東経141° 28.53′ の点 ク 北緯38° 26.20′、東経141° 28.64′ の点 ケ 北緯38° 26.10′、東経141° 28.61′ の点 コ 北緯38° 26.19′、東経141° 28.18′ の点 サ 北緯38° 26.32′、東経141° 28.17′ の点 シ 北緯38° 26.33′、東経141° 28.27′ の点 ス 北緯38° 26.35′、東経141° 28.31′ の点 セ 北緯38° 26.39′、東経141° 28.32′ の点 ソ 北緯38° 26.39′、東経141° 28.37′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町桐ヶ崎	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで
区第2429号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 石浜崎山 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって囲まれ た区域 ア 北緯38° 26.23′、東経141° 27.90′ の点 イ 北緯38° 26.31′、東経141° 28.02′ の点 ウ 北緯38° 26.30′、東経141° 28.09′ の点 エ 北緯38° 26.31′、東経141° 28.13′ の点 オ 北緯38° 26.18′、東経141° 28.14′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町石浜	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで
区第2430号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 石浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.50′、東経141° 27.70′ の点 イ 北緯38° 26.55′、東経141° 27.80′ の点 ウ 北緯38° 26.36′、東経141° 27.98′ の点 エ 北緯38° 26.28′、東経141° 27.84′ の点 オ 北緯38° 26.41′、東経141° 27.72′ の点	ア及びエの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町石浜	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで
区第2431号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 小乗浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 26.27′、東経141° 27.46′ の点 イ 北緯38° 26.33′、東経141° 27.48′ の点 ウ 北緯38° 26.22′、東経141° 27.70′ の点 エ 北緯38° 26.12′、東経141° 27.64′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町小乗浜	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで
区第2438号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦黒浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 北緯38° 25.11′、東経141° 28.57′ の点 イ 北緯38° 25.05′、東経141° 28.77′ の点 ウ 北緯38° 24.76′、東経141° 28.93′ の点 エ 北緯38° 24.39′、東経141° 28.72′ の点 オ 北緯38° 24.43′、東経141° 28.42′ の点 カ 北緯38° 24.73′、東経141° 28.56′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町横浦	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで
区第2439号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 横浦黒浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 北緯38° 24.34′、東経141° 28.39′ の点 イ 北緯38° 24.43′、東経141° 28.42′ の点 ウ 北緯38° 24.39′、東経141° 28.72′ の点 エ 北緯38° 24.34′、東経141° 28.68′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町横浦	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2441号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 大石原地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 23.86′、東経141° 28.19′ の点 イ 北緯38° 23.95′、東経141° 28.07′ の点 ウ 北緯38° 23.98′、東経141° 28.11′ の点 エ 北緯38° 24.01′、東経141° 28.06′ の点 オ 北緯38° 24.29′、東経141° 28.42′ の点 カ 北緯38° 24.27′、東経141° 28.64′ の点 キ 北緯38° 24.02′、東経141° 28.42′ の点 ク 北緯38° 24.05′、東経141° 28.35′ の点	カの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町大石原	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで
区第2442号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 野々浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.05′、東経141° 28.35′ の点 イ 北緯38° 24.02′、東経141° 28.42′ の点 ウ 北緯38° 24.01′、東経141° 28.45′ の点 エ 北緯38° 23.91′、東経141° 28.40′ の点 オ 北緯38° 23.83′、東経141° 28.46′ の点 カ 北緯38° 23.72′、東経141° 28.43′ の点 キ 北緯38° 23.68′、東経141° 28.35′ の点 ク 北緯38° 23.68′、東経141° 28.30′ の点 ケ 北緯38° 23.80′、東経141° 28.14′ の点 コ 北緯38° 23.86′、東経141° 28.19′ の点	ウ及びエの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町野々浜	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで
区第2444号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.60′、東経141° 28.97′ の点 イ 北緯38° 24.37′、東経141° 29.30′ の点 ウ 北緯38° 24.35′、東経141° 29.29′ の点 エ 北緯38° 24.33′、東経141° 29.19′ の点 オ 北緯38° 24.27′、東経141° 29.13′ の点 カ 北緯38° 24.29′、東経141° 29.03′ の点 キ 北緯38° 24.14′、東経141° 28.97′ の点 ク 北緯38° 24.06′、東経141° 28.83′ の点 ケ 北緯38° 23.96′、東経141° 28.82′ の点 コ 北緯38° 23.95′、東経141° 28.76′ の点 サ 北緯38° 24.04′、東経141° 28.68′ の点 シ 北緯38° 24.00′、東経141° 28.61′ の点 ス 北緯38° 23.95′、東経141° 28.61′ の点 セ 北緯38° 23.96′、東経141° 28.53′ の点 ソ 北緯38° 23.91′、東経141° 28.48′ の点 タ 北緯38° 23.86′、東経141° 28.51′ の点 チ 北緯38° 23.85′、東経141° 28.50′ の点 ツ 北緯38° 23.94′、東経141° 28.42′ の点 テ 北緯38° 24.29′、東経141° 28.71′ の点 ト 北緯38° 24.26′、東経141° 28.75′ の点 ナ 北緯38° 24.41′、東経141° 28.88′ の点 ニ 北緯38° 24.44′、東経141° 28.84′ の点	ア及びクの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 船舶航行に支障がないよう航路幅20メートル以上の航路を設けなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町飯子浜	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで
区第2445号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.44′、東経141° 28.84′ の点 イ 北緯38° 24.41′、東経141° 28.88′ の点 ウ 北緯38° 24.26′、東経141° 28.75′ の点 エ 北緯38° 24.29′、東経141° 28.71′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町飯子浜	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
区第2448号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 塚浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.87′、東経141° 29.19′ の点 イ 北緯38° 24.69′、東経141° 29.45′ の点 ウ 北緯38° 24.52′、東経141° 29.29′ の点 エ 北緯38° 24.57′、東経141° 29.21′ の点 オ 北緯38° 24.49′、東経141° 29.13′ の点 カ 北緯38° 24.60′、東経141° 28.97′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町塚浜	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで
区第2463号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島山下浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの順に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.99′、東経141° 30.91′ の点 イ 北緯38° 26.95′、東経141° 31.01′ の点 ウ 北緯38° 26.52′、東経141° 31.05′ の点 エ 北緯38° 26.38′、東経141° 31.13′ の点 オ 北緯38° 26.26′、東経141° 31.13′ の点 カ 北緯38° 26.26′、東経141° 30.92′ の点 キ 北緯38° 26.57′、東経141° 30.92′ の点	ア、カ及びキの点に夜間識別可能な 標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和7年10月1日から 令和10年8月31日まで

【廃止】

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2406号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 27.80′、東経141° 28.64′ の点 イ 北緯38° 27.82′、東経141° 28.64′ の点 ウ 北緯38° 27.84′、東経141° 28.89′ の点 エ 北緯38° 27.80′、東経141° 28.90′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町御前浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2417号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.61′、東経141° 30.15′ の点 イ 北緯38° 26.68′、東経141° 30.45′ の点 ウ 北緯38° 26.45′、東経141° 30.55′ の点 エ 北緯38° 26.24′、東経141° 30.45′ の点 オ 北緯38° 26.20′、東経141° 30.30′ の点 カ 北緯38° 26.38′、東経141° 30.22′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町竹浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2418号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.52′、東経141° 29.81′ の点 イ 北緯38° 26.59′、東経141° 30.09′ の点 ウ 北緯38° 26.48′、東経141° 30.12′ の点 エ 北緯38° 26.47′、東経141° 30.05′ の点 オ 北緯38° 26.38′、東経141° 30.06′ の点 カ 北緯38° 26.39′、東経141° 30.10′ の点 キ 北緯38° 26.35′、東経141° 30.15′ の点 ク 北緯38° 26.32′、東経141° 30.17′ の点 ケ 北緯38° 26.16′、東経141° 30.18′ の点 コ 北緯38° 26.07′、東経141° 29.86′ の点 サ 北緯38° 26.18′、東経141° 29.78′ の点		団体漁業権	牡鹿郡 女川町竹浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2421号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 6月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.21′、東経141° 29.54′ の点 イ 北緯38° 26.01′、東経141° 29.56′ の点 ウ 北緯38° 25.99′、東経141° 29.34′ の点 エ 北緯38° 26.20′、東経141° 29.31′ の点	イ及びウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町竹浦	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2425号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 26.04′、東経141° 28.88′ の点 イ 北緯38° 26.15′、東経141° 28.87′ の点 ウ 北緯38° 26.14′、東経141° 28.95′ の点 エ 北緯38° 26.02′、東経141° 28.96′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町桐ヶ崎	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2440号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 夫石原地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38° 24.25′、東経141° 28.44′ の点 イ 北緯38° 24.29′、東経141° 28.47′ の点 ウ 北緯38° 24.28′、東経141° 28.57′ の点 エ 北緯38° 24.25′、東経141° 28.54′ の点	ウの点に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町夫石原	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域（経緯度数値は世界測地系による。）	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
区第2443号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 野々浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 23.91′、東経141° 28.40′ の点 イ 北緯38° 23.83′、東経141° 28.46′ の点 ウ 北緯38° 23.72′、東経141° 28.43′ の点 エ 北緯38° 23.68′、東経141° 28.35′ の点 オ 北緯38° 23.68′、東経141° 28.30′ の点 カ 北緯38° 23.73′、東経141° 28.27′ の点	アの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町野々浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2446号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.15′、東経141° 28.81′ の点 イ 北緯38° 24.35′、東経141° 28.97′ の点 ウ 北緯38° 24.29′、東経141° 29.03′ の点 エ 北緯38° 24.14′、東経141° 28.97′ の点 オ 北緯38° 24.06′、東経141° 28.83′ の点	オの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町飯子浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2447号	第1種区画漁業	貝類等垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 飯子浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 24.43′、東経141° 28.92′ の点 イ 北緯38° 24.56′、東経141° 29.02′ の点 ウ 北緯38° 24.37′、東経141° 29.30′ の点 エ 北緯38° 24.35′、東経141° 29.29′ の点 オ 北緯38° 24.33′、東経141° 29.19′ の点 カ 北緯38° 24.27′、東経141° 29.13′ の点	イの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。	団体漁業権	牡鹿郡 女川町飯子浜	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで
区第2464号	第1種区画漁業	藻類養殖業 貝類等垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 出島別当浜 地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、アの順に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 北緯38° 26.52′、東経141° 31.05′ の点 イ 北緯38° 26.38′、東経141° 31.13′ の点 ウ 北緯38° 26.26′、東経141° 30.99′ の点 エ 北緯38° 26.27′、東経141° 30.94′ の点 オ 北緯38° 26.52′、東経141° 30.94′ の点	エの点に夜間識別可能な標識を 設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上)	団体漁業権	牡鹿郡 女川町出島	継続	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで

2 保全沿岸漁場に関する事項 ※令和5年5月30日付け宮城県告示第410号により公示した内容と変更ないため省略する。